

こども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進

- 「こども性暴力防止法」を起点として、こども家庭庁が中心となり、政府全体・関係業界を挙げて、こども性暴力防止に向けた**施策を総動員**（法的・予算的措置の両面）。**総合的な対策を推進**。

児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「こども性暴力防止法」）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

塾などの民間事業者を含め広く事業者の責務を明確化

- 学校設置者等：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務
 - ・ 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める
 - ・ 児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する
- 国の責務
 - ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施

こどもの安全を確保するための措置 (学校設置者等、民間教育保育等事業者（認定事業者）)

再犯対策のみならず9割を占める初犯対策・予防策を徹底する。

初犯対策

- (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・ 教員等の研修
 - ・ 危険の早期把握のための児童等との面談等
 - ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）
- (2) 被害が疑われる場合の措置
 - ・ 調査
 - ・ 被害児童の保護

性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※（3）性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。
防止措置の内容については、ガイドライン等を検討

再犯対策

- (3) 対象となる性犯罪前科の有無の確認 現職者も3年以内確認

こども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、
 - ①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を新たにとりまとめ（関係府省庁）

各制度の相互補完

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律又は児童福祉法に基づく児童生徒性暴力等を行った教育職員や保育士の資格管理の厳格化と相まって、効果的にこどもの安全を確保（文科省・こども家庭庁）

こども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、
①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を、以下の通り、新たにとりまとめ。

対策の内容

1. 加害を防止する取組

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 全国で取締りを強化

刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知

こども性暴力防止法案の提出、教育・保育業界における対策の促進

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開

○ 小学生・未就学児等を対象としたプライベートゾーン等の啓発の推進

- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

- 「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、運用【警察庁】

- 児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「こども性暴力防止法」）を国会に提出【こども家庭庁】
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】
 - 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
 - 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報
 - 教員性暴力等防止法及び改正児童福祉法に基づく取組を引き続き推進

- 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援【こども家庭庁、文部科学省】
 - パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護
 - 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等

- 「生命（いのち）の安全教育」の普及展開【文部科学省】
 - 「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。また、新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。
- 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」を活用するなどしてプライベートゾーン等の啓発を行うよう、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】

2. 相談・被害申告をしやすくする取組

相談窓口の周知広報の強化、SNS等による相談の推進

- 被害者が相談しやすい環境整備の推進【内閣府、こども家庭庁、関係省庁】
 - 性暴力被害者のためのSNS相談等の推進、夜間休日に相談可能なコールセンターの実施
 - 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築
 - 相談窓口の周知広報の強化

子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発の推進

- 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける等）について、子育て支援の場等を通じた啓発の推進を、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】
- 被害に遭った際の相談窓口、こどもの写真や動画の撮影・投稿といった情報発信に係る注意ポイント等をまとめた保護者向けのリーフレットを作成し、全国の自治体に周知【こども家庭庁】

男性・男児の被害者への支援の推進

- ワンストップ支援センター等における男性・男児の被害者への支援を推進（男性・男児の性暴力被害者ホットライン（令和5年度に臨時実施）により得られた知見を活用）【内閣府】

3. 被害者支援の取組

ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

- ワンストップ支援センター等における被害者支援を強化【内閣府、厚生労働省】
 - こども・若者や男性等の多様な被害者への支援や相談対応に係る体制強化を促進
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に基づく包括的な支援等

児童相談所における相談、保護、通報等の適切な対応

- 全国の児童相談所に対し、性犯罪・性暴力の相談があった際には適切に対応するよう周知【こども家庭庁】

学校等における支援の充実

- 「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催し、教育委員会の担当者やスクールカウンセラー等に対して、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点等を周知【文部科学省】

医療的支援の充実

- ワンストップ支援センター等と医療機関等の関係機関との連携を強化【内閣府】
- 性犯罪被害者に対し適切な治療・ケアのできる人材を養成する「PTSD対策専門研修」（犯罪・性犯罪被害者コース）を実施【厚生労働省】

法的支援の充実

- 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を実施【文部科学省】
- 法テラスにおける犯罪被害者支援の実施【法務省】

4. 治療・更生に関する取組

性嗜好障害に対する治療、加害者更生に向けた取組の推進

- 性嗜好障害に関する調査研究を実施【厚生労働省】
- 再犯防止推進計画等に基づき、性犯罪再犯防止指導や性犯罪再犯防止プログラムの充実を図る【法務省】

參考資料

法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
 - ア 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
 - イ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
 - ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

令和4年5月20日 犯罪対策閣僚会議決定

旧プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など



現行プラン

- ・旧プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

新規追加施策

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

- 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
- 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
- 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、A V出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
- 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施

2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

- 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切に教育などの推進

3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

- SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
- SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
- 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
- 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供

4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

- 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施

5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

- 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
- 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施

6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化

- 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員の原則懲戒免職の徹底
- 保育士資格について、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッターに対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
- 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
- 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
- 子供に対する性被害に対処するための刑事法の整備について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性嗜好障害（パラフィリア）とは

- 「性嗜好障害」は、WHOが定めた国際疾病分類（ICD-10）上、「精神および行動の障害」に位置づけられる。
- ICD-10では、露出症、窺視症（いわゆる、のぞき症）、小児性愛は「性嗜好障害」に含まれる。

現状

- 性犯罪者の全てが「性嗜好障害」と位置づけられる訳ではない。
- 「性嗜好障害」を有する者に対しては、性衝動の制御等を目的として、認知行動療法等の考え方をを用いた面接技法を活用すること等が考えられる。
- しかしながら、「性嗜好障害」については、国際的にも確立された治療法や対処法等がなく、十分な実態把握がされていない。

取組

- 厚生労働科学研究により、以下の取組を実施。
 - ①国内外の「性嗜好障害」に対する治療法や対処法のエビデンスを集積
 - ②国内の「性嗜好障害」の治療を行っている有識者へのヒアリング
- 取り組みの成果は夏を目処に取りまとめ。



性犯罪再犯防止指導

- 指導の目標
不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当、認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法 グループワーク及び個別に取り組み課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※
※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の構造、実施目的について理解させる。 ・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 ・対象者の不安の軽減を図る。 			
準備プログラム	グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・受講の心構えを養い、参加の動機付けを意図させる。 	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 ・事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）を作成させる。 ・今後達成したい目標、自分の強み等を話し、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	必修	必修 (新制度)
第2科 認知のくせと 新たな認知	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知が感情、行動及び身体にも与える影響について理解させる。 ・再犯につながりやすい認知に代わり、新たな態度スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。 	必修	選択	—
第3科 被害と社会との 関わり	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知が人間関係にも与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。 ・出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。 	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・感情が認知、行動、身体及び被害者との関係にも与える影響について、理解させる。 ・感情統制の規制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	選択	—
第5科 被害者等理解	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な視点から事件を振り返らせ、被害者の被害を学ばせる。 ・行動選択の責任について考えさせる。 	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を送る決意を再確認させる。 ・作成した再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）の見直しをさせる。 ・社会再処遇への円滑な導入を図る。 			

対象

- 本件処分の罪名に、不同意わいせつ（刑法第176条）、不同意性交等（刑法第177条）、監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法第179条）、不同意わいせつ等致死傷（刑法第181条）又は強盗・不同意性交等及び同致死（刑法第241条）が含まれる者（未遂を含む。）
- 本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）

仮釈放者

再発防止計画の作成

刑事施設におけるプログラムの受講

保護観察付一部猶予者

保護観察付全部猶予者
(注1)

保護観察処分少年
(注1、2)

少年院仮退院者
(注2)

保護観察開始

メンテナンスプログラム

：問題性に応じて定められた頻度で定期的に面接し実施

- 再発防止計画の点検・見直し（注3）
- セルフチェックシート（注3）
- 緊急時の指導等（注3）コアプログラム受講者のみ

導入プログラム

- プログラムの目的や概要の説明
- コアプログラムに対する動機づけ
- 問題と強みのアセスメント

コアプログラム

：おおむね2週間に1セッションずつ、全5セッションで構成

- 認知行動療法に基づく指導
 - Aセッション 性加害のプロセス
 - Bセッション 性加害につながる認知
 - Cセッション コーピング
 - Dセッション 被害者の実情を理解する
 - Eセッション 二度と性加害をしないために
- 再発防止計画の作成

特定の問題性等を有する者への指導等

：共通の指導のみでは対応困難な以下の対象者について、その特性等を踏まえた指導を実施

性加害が嗜癖化している対象者

知的に制約がある対象者等

小児に対する性加害を行った対象者等

刑事施設又は保護観察所のプログラム受講歴がある対象者

保護観察終了

対象者の家族

家族プログラム：家族の心身の状況等を踏まえ、実施の有無を検討

- 家族として必要な知識の付与
- 家族のサポート

- 性加害のプロセス
- 性犯罪再犯防止プログラムの内容
- 家族自身のセルフケア

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶**等）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備**等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
- ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
- ③ 刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為、
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**。

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

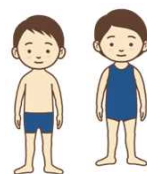
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



- 令和4年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備。
 - ※ 資格管理の厳格化に関する改正法の規定は令和5年4月1日施行。データベースに係る規定は令和6年4月1日施行。
- 改正法を踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために基本指針を策定。（令和5年3月27日付けで厚生労働省子ども家庭局長通知として発出、令和6年3月27日改訂）

改正法の内容

- 改正法においては、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化に関し、以下の事項を規定している。
 - (1) 欠格期間の見直し
 - (2) 児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加
 - (3) 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「特定登録取消者」という。）に係る保育士資格の再登録制限
 - (4) 保育士を任命し、又は雇用するものによる都道府県知事への報告義務
 - (5) 特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録取消しの事由等に関する情報に係るデータベースの整備 等

基本指針の主な内容

- 第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
 - 1 本指針の目的等
 - 2 児童生徒性暴力等の定義
 - 3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割
- 第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
 - 1 児童生徒性暴力等の防止等に関する施策
 - (1) 保育士に対する啓発
 - (2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進
 - (3) 児童及び保護者に対する啓発
 - 2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策
 - (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備
 - (2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
 - (3) 保育士登録の取消し
 - 3 保育士の任命又は雇用に関する施策
 - (1) データベースの整備及び特定登録取消者に関する情報の記録
 - (2) 保育士を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等
 - 4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策
 - (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
 - (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取